

いわき市支援対象児童等見守り強化事業
公募型プロポーザルに係る質問への回答

令和8年2月3日

| No. | 質問内容 | 質問資料、該当頁・行 | 回答 |
|-----|--|--|--|
| 1 | <p>●「緊急性の高い事態が発生した場合の速やかな市への報告」について、以下の点につき確認させてください。 本事業の対象世帯の特性上、夜間の配送時や土日・祝日において、保護者の健康状態の急変や自傷行為の恐れ、児童への虐待等、生命に関わる緊急事態に遭遇する可能性が想定されます。そのため、現場対応時の判断に迷いが生じないよう、以下についてご教示ください。</p> <p>① 平日の閉庁時間帯（夜間）および土日・祝日において、緊急時に市へ速やかに連絡可能な体制（直通連絡先、当直窓口等）は確保されているでしょうか。</p> <p>② 市と連絡が取れない状況で、かつ生命の危険が切迫していると受託者が判断した場合、受託者の判断により警察・消防等へ通報し、必要な保護対応を行うことは、本契約に基づく適切な業務遂行として認められるでしょうか。</p> | <p>業務仕様書 6 委託内容 (1) 業務内容④</p> | <p>① 当該事業における各地区保健福祉センター・担当者直通連絡先は、毎年度更新し、受託事業者決定後に情報提供しております。市の閉庁時間（休日・夜間）は警備員が対応となりますが、所属及び担当者名をお伝えいただければ、警備員から担当者へ繋がる体制となっています。</p> <p>② 生命の危険が切迫している等、緊急性が高い場合は、ためらわずに警察、消防、児童相談所等、必要な通報先への通報を第一に行ってください。その後、可能な限り速やかに市へ報告願います。上記の対応は、当然ながら、本契約に基づく適切な業務遂行と考えます。</p> |
| 2 | <p>●「アレルギー内容に配慮し」の記載について、求められる対応レベルを確認させてください。 対象児童に重篤なアレルギーがある場合、お弁当ではなく市販のアレルギー対応食品（既製品）の活用や、成分表示の確認・伝達による対応で仕様を満たすものと考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>業務仕様書 6 業務内容 (6) 訪問、配食時間等</p> | <p>ご質問に記載のあるとおり、「代替品を用意する。アレルギー食品を含む食品・材料を明示する」等の対応で問題ありません。</p> |

いわき市支援対象児童等見守り強化事業
公募型プロポーザルに係る質問への回答

令和8年2月3日

| No. | 質問内容 | 質問資料、該当頁・行 | 回答 |
|-----|---|---------------------------------|--|
| 3 | <p>●「生活相談対応」について、受託者の対応範囲および責任の所在を確認させてください。</p> <p>対象世帯の特性上、保護者から多重債務や公的支援制度、心身の不調、家庭内トラブル等、専門的判断を要する相談が寄せられる場合が想定されます。</p> <p>本事業における受託者の役割は、訪問時の傾聴および相談内容の整理、市または関係機関への情報共有・連携までとし、具体的な解決支援は市または専門機関が担うという認識で相違ないでしょうか。</p> <p>受託者は「適切につなぐこと」をもって業務履行完了とする理解でよいかご教示ください。</p> | <p>実施要領 2 業務概要 ③</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> <p>当該事業は、受託者に世帯の課題を解決することを求めるものではありません。</p> <p>受託者が訪問により把握した生活状況、世帯の困りごと等については、地区保健福祉センターへ情報提供をお願いします。</p> <p>なお、受託者において、こども食堂、子育てサロン等、子育て世帯を支援する地域の多様な資源を保護者に紹介、機関につなぐことを妨げるものではありません。ただし、特定の機関をあっせんする等、営利目的の紹介は禁止します。</p> |
| 4 | <p>●「利用世帯へ月4回以上の訪問、対象児童等との面談による子及び家庭状況の把握」について質問します。</p> <p>支援対象世帯の中には、訪問を行ってもインターホンに応答がない場合や、保護者の意向により面談を拒否されるケースが想定されます。受託者が訪問日時の調整を行い、実際に現地訪問を実施したものの、不在や拒否等により結果として面談が叶わなかった場合、訪問の事実と状況の記録（不在票の投函等）をもって、当該回数の業務は履行されたものとみなされますでしょうか。</p> | <p>実施要項 2 業務概要 (2)①</p> | <p>直接面会して状況把握することが原則ですが、保護者の拒否等によりやむを得ず面会できなかった場合は、訪問の事実と実績報告書への記録をもって、業務は履行されたものとみなします。</p> <p>ただし、見守りの必要性が高いにもかかわらず、複数回連続して面談ができない場合や、保護者がこどもに会わせない場合など、こどもの状態が心配な場合は、市または児童相談所へご相談ください。</p> |